

## 別記

### 岩手県立盛岡聴覚支援学校給食調理等委託業務仕様書

受託者は、業務の実施にあたっては、この仕様書に定めるもののほか食品衛生法（昭和22年法律第233号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）、その他関係法令を遵守し、委託業務を誠実に履行するものとする。

#### 1 業務実施場所

岩手県盛岡市乙部4地割78番地2 岩手県立盛岡聴覚支援学校

#### 2 業務の内容

- (1) 調理、盛付
- (2) 食器具等の洗浄、消毒及び保管
- (3) 調理施設等の清掃
- (4) 賄材料の検収、その他付随する業務

#### 3 業務量

- (1) 給食日数 年間249日程度（厨房清掃日を含む）
- (2) 給食食数 年間12,200食程度  
1日あたり 朝食17食、昼食30食、夕食20食  
※いずれも見込数量
- (3) (1)(2)以外に、委託者の指示により臨時に給食等を必要とした場合は、調理等をしなければならない。

#### 4 業務の仕様

- (1) 受託者は、委託者の提供する施設及び設備並びに用水、給湯、電気、ガスを使用して業務を行い、給食の場所は食堂とする。
- (2) 材料は、委託者が調達する。  
受託者は委託者から供給を受けた材料を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、学校給食法（昭和29年法律第160号）の規定に基づく学校給食に係る材料については、他の材料と区分して保管しなければならない。
- (3) 材料の受入時に委託者の担当職員が不在の場合、受託者が検収表・食品保管時の記録簿により入荷材料の確認を行い、委託者に報告するものとし、この場合において、材料からの保存食採取保存は委託者の指示により行うものとする。
- (4) 献立表は、委託者が作成する。
- (5) 献立表は原則1週間単位で作成し、前週の木曜日までに受託者に送付するものとする。  
なお、生徒の健康状態等により特別な献立が必要になった場合は、委託者は受託者に変更献立表を送付するものとする。
- (6) 委託者と受託者は献立表にしたがって調理業務の事前打合せを行う。
- (7) 受託者は、学校給食法の規定に基づく学校給食用の材料を他の調理に使用してはならない。

- (8) 受託者は委託者の指示により調理食品の中心温度、食品処理時間等を記録表に記録しなければならない。
- (9) 受託者は、次の給食時刻までに調理業務等を完了するものとする。ただし、必要に応じて変更する場合は、事前に連絡するものとする。なお、検食用は給食時刻の30分前に提供するものとする。  
朝食（早）6:30      朝食（通常）7:20      昼食11:50      夕食17:40
- (10) 受託者は委託者の指示により、調理食品から保存食を採取し、保存するものとする。
- (11) 委託者は給食食数を原則7日前までに通知するものとする。ただし、通知した数量に変更がある場合には、その都度連絡するものとする。
- (12) 受注者が事故発生等により営業停止処分等を受けるなど、業務を実施できなくなった場合には、受注者の責任において給食に代わるものの確保等を行うこと。

## 5 業務管理

- (1) 受託者は、施設及び設備の維持保全、業務の作業管理、衛生管理及び材料管理について、善良な管理者の注意を払い、その業務にあたらなければならない。
- (2) 受託者は、施設設備の衛生管理のため、別に委託者が定める学校給食日常点検表の記録を行い委託者に提出するものとする。

## 6 業務従事者の配置

- (1) 受託者は、委託業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を業務実施場所に配置するものとする。
- (2) 委託者は、業務従事者のうち委託業務遂行にあたり不適当な者がいると認めるときは、理由を示して受託者に必要な指示をすることができる。

## 7 業務従事者の管理

- (1) 受託者は、業務従事者の身分保証、就業、健康管理については自らこれを行うものとし、委託者の学校運営に支障をきたすことのないように留意しなければならない。
- (2) 受託者は、業務従事者の健康診断を年1回、また、検便（検査項目は赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌、10月から3月まではノロウィルスを加える）を月2回実施し、その結果を健康診断等実施結果報告書により速やかに委託者に報告しなければならない。

## 8 その他

- (1) 受託者は契約締結後、業務従事者（代行者を含む）名簿及び履歴書を委託業務の着手前に速やかに提出することとし、変更があった場合も同様とする。
- (2) 委託者は、業務従事者の休憩室として、指示する1室の使用を許可しその使用料を徴収しない。  
なお、使用にあたっては、整理整頓に心がけ、執務環境の保持に努めなければならない。
- (3) 受託者は、用水、給湯、電気及びガスの節約に努め、効率的に使用しなければならない。
- (4) 受託者は、厨房、食堂、休憩室等の火気の取り扱いには十分注意し、火災等の予防に万全を期さなければならない。
- (5) 業務従事者は、就業中は作業着を着用し、上着には会社名及び氏名を記載すること。